

様式第9号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可番号	京田辺市一廃許可収運29事第8号
------	------------------

住所 京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地

氏名 安田産業株式会社

代表取締役 安田 奉春

平成29年2月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付けて許可する。

有効期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
許可業務	一般廃棄物収集運搬業（積替及び保管を含まない） （事業系ごみ）
事業場 （営業所）の所在地及び名称	京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地 安田産業株式会社
その他の条件等	1 許可業務を実施するにあたり、交通法規を遵守し、苦情がないように地域住民にも十分配慮すること。 2 許可業務及びその関連する業務に関し、京田辺市長の指示に従うこと。 3 京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入時には、京田辺市職員の指示に従うこと。 4 許可業者が関連する事故等が発生した場合、事故等が発生した地域、業務を問わず、速やかに京田辺市長に報告すること。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4の規定に従い、京田辺市長は、許可業者がその許可に際して付した条件に違反した場合、その事業の停止を命令し、または許可を取り消す。 6 漏水のおそれのある無蓋車での事業系ごみの収集運搬は、その事業系ごみが食品残渣を含まないものに限る。 7 京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入は、臨時的に使用する場合を除き、別紙車両を利用すること。

平成29年3月31日

京田辺市長 石井 明



別紙

平成29年3月 日

京田辺市環境衛生センター甘南備園搬入車両について

氏 名 安田産業株式会社
許可番号 京田辺市一廃許可収運29事第8号

京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入に際し、利用できる車両等について、下記のとおり定める。

記	
1 京田辺市環境衛生センター甘南備園搬入車両	
じん芥車 京都800は933	
じん芥車 京都800す3795	
じん芥車 京都800す9854	
じん芥車 京都800せ1063	
じん芥車 京都800せ5271	
じん芥車 京都800あ5253	
ダンプ車 京都100す2824	
ダンプ車 京都100い51	
ダンプ車 京都400あ3898	
2 搬入車両の追加登録、変更等及び廃止に係る手続き等について	
搬入車両の追加登録、変更及び廃止を行うにあつては、その期間を問わ ず、事前に協議を行った後、書面にて京田辺市清掃衛生担当課に届け出る こと。	

以上

